

「神」を宿す「天皇制国民主権」の現在

——「日本スペイン交流四〇〇周年比較憲法セミナー」に際して考えた君主制論——

川畑博昭

はじめに——「日本スペイン交流四〇〇周年」と「君主制」

かつて社会学の碩学が「自明性の罫からの解放」と表現したように^②、「自明の現実」を疑う眼は、何らかの方法で「自明でない現実」にふれることで、獲得していくほかない。二〇一三年に日本とスペインの両国のメディアにしばしば登場した「天皇」や「国王」をめぐる「君主制」のテーマは、こうした思考の実験には格好の素材である。

このように考えるのは、二〇一三年と二〇一四年の二年間が「日本スペイン交流四〇〇周年 (AÑO DUAL ESPAÑA - JAPÓN 400 AÑOS DE RELACIONES)」と位置づけられてくるのをうけて、二〇一三年一月二日にマドリッドのスペイン上院を会場に、「比較憲法セミナー 日本 の君主制とスペインの君主制——上院の役割 (La Monarquía Japonesa y La Monarquía Española: el Papel del Senado)」が開催されたからである。「四〇〇年の交流」をかえりみる一つのテーマとして「君主制」に目が向けられたことは、両国が「遭遇」から四世紀後の今日に至るまで、「天皇 (Tennō)」と「国王 (Rey)」の地位 (figura) を——「近代憲法」によって「再定位」されつつも^③——同一の名称で「維持」してきた国々だけに^④、一つの憲法制度の歴史的品格を再考する意味で、興味深いものであった。

この比較憲法セミナーは、スペインの国際政治学研究所 (Instituto Internacional de Ciencias Políticas) が主

催し⁽⁵⁾、上院の協力の下におこなわれた。スペイン側からは、元憲法裁判所判事、憲法学者、憲法を専門とする国会議員等が報告をおこなったことから、比較憲法学からの活発な論議が期待されたが、地理的・言語的・財政的制約ゆえに、日本からは、スペイン駐節日本国大使とマドリッド自治大学の日本語教員に筆者を加えた、三名が参加したのみであった。各講演者の報告内容は次の通りである。

国際政治学研究所

比較憲法セミナー「日本の君主制とスペインの君主制——上院の役割」

日時 二〇一三年十一月一日一二時

場所 上院議事堂「クララ・カンポアモール」の間

・ファン・ホセ・ルカス・ヒメネス（上院第一副議長）開会の辞

・マヌエル・バラード・ルイス・ガリエゴ（国際政治学研究所長）司会、講演者紹介

【「国家の連続性と民主的刷新」】

（講演者）

① 佐藤 悟（スペイン駐節日本国特命全権大使）

「日本スペイン関係」【「スペイン王国における日本国大使講演」】

② マヌエル・アラゴン・レイエス（元憲法裁判所裁判官名誉判事、マドリッド自治大学憲法学教授、国際政治学研

究所科学評議員）

「一九七八年憲法における君主制」【「スペイン憲法における君主制」】

③ ジョルディ・ジャネット・イ・グアッシュ（下院第四副議長、国際政治学研究所科学評議員）

「君主制と議会——情報公開法と憲法第II部の改正」

「神」を宿す「天皇制国民主権」の現在

(比較憲法セミナー・プログラム)


INSTITUTO INTERNACIONAL DE CIENCIAS POLÍTICAS
国際政治学研究所


Año de Japón en España (en 2013 y 2014)

El Año Dual España-Japón conmemora 400 años de relaciones comerciales y políticas entre ambos países. El Instituto Internacional de Ciencias Políticas ha querido sumarse a esta importante efeméride con la celebración de un Seminario de Derecho Constitucional Comparado que aborda la importancia de la Institución Monárquica en España y Japón como elemento de estabilidad política y en las relaciones bilaterales entre ambos países.

En 1613 (año 18 de la Era Keicho), el señor feudal Date Masamune (1567-1636) del señorío de Sendai, tras obtener el permiso de Tokugawa Ieyasu (shogun retirado, 1592-1616), decidió enviar una delegación a Europa (España y Roma) con el objetivo de solicitar el establecimiento de relaciones comerciales con Nueva España (México) y el envío de misioneros a Japón. Esta misión, conocida como "Embajada Keicho a Europa", fue encabezada por el Samurai Hasekura Tsunamoto (1570-1621) y el fraile franciscano español Luis Sotelo.

La misión, habiendo salido de Sendai, Japón, en octubre de 1613, llegó a España en octubre de 1614 después de atravesar el Océano Pacífico y el Océano Atlántico. Posteriormente Hasekura fue trasladado a Madrid y fue recibido en audiencia por el monarca Felipe III en enero de 1615. Hasekura recibió el bautismo en Madrid y visitó al Pontífice Paulo V.




ENTIDAD CON ESTATUTO DE MIEMBRO CONSULTIVO ESPECIAL DEL CONSEJO ECONÓMICO Y SOCIAL DE LAS NACIONES UNIDAS






2013
2014



AÑO DUAL ESPAÑA-JAPÓN
日本スペイン交流400周年
400 AÑOS DE RELACIONES



INSTITUTO INTERNACIONAL DE CIENCIAS POLÍTICAS
国際政治学研究所

SEMINARIO DE DERECHO CONSTITUCIONAL COMPARADO
"LA MONARQUÍA JAPONESA Y LA MONARQUÍA ESPAÑOLA"
EL PAPEL DEL SENADO



Palacio del Senado, Sala "Clara Campoamor"
Madrid, 11-13 de 2013 (12:00 h).
Información: info@politicas.es
www.politicas.es.net

La Monarquía Española y la Monarquía Japonesa

Instituto Internacional de Ciencias Políticas

El Instituto Internacional de Ciencias Políticas (ICP) fue creado en Madrid en 1997 bajo los auspicios de numerosas personalidades españolas y de la Unión Europea que constituyó su Consejo Científico. Está integrado por una red internacional de expertos en Ciencias Políticas, Económicas, Jurídicas, Sociales y Culturales. Desde 2008 posee estatuto de miembro consultivo especial del Consejo Económico y Social de las Naciones Unidas, siendo también signatario de un Acuerdo de Colaboración con la UNESCO en el ámbito de la Educación Superior, desde diciembre de 2004. Es, además, Socio de Honor de UNICEF desde 2003, entidad con la que colabora habitualmente.

ACTIVIDAD

El Instituto Internacional de Ciencias Políticas centra su actividad en dos grandes áreas: la primera referida al conocimiento y a la formación de los cuadros directivos y profesionales seleccionados por las empresas y la Administración Pública en materias tales como:

- Liderazgo político, social, económico y empresarial;
- Diplomacia Corporativa;
- Técnica legislativa y procesos normativos: Relaciones con la Administración y Parlamentos a escala nacional e internacional;
- Relaciones institucionales.

El segundo ámbito es el de la actividad como **consultor**, con la elaboración de informes y estudios en temas tales como:

- Inteligencia Institucional y Corporativa;
- Análisis geopolítico y económico;
- Prospectiva y "anticipación" desde el punto de vista jurídico-político y económico;
- Análisis de conflictos y litigios internacionales;
- Mediación y arbitraje;
- Elaboración de textos legales, convenios y acuerdos internacionales;
- Relaciones internacionales políticas y económicas, Seguridad y Defensa;
- Inversiones económicas en el exterior: Seguridad jurídica en el ámbito de las relaciones comerciales internacionales, informes sobre oportunidad de negocio e inversiones, Tramitación de ayudas, subvenciones y mecenazgo, tanto público como privado;
- Programas específicos y multilaterales de preparación y acompañamiento de empresas en el extranjero;
- Organización y celebración de actos empresariales, académicos y culturales, tanto nacionales como internacionales.

Al mismo tiempo el ICP posee varios **Foros empresariales y culturales** (Círculos y Seminarios), como el de Rusia y Japón, y está trabajando en la rápida activación de otros como los de Estados Unidos, China, Armenia, Colombia, México, Perú y Marruecos.

FORMAS DE COLABORACIÓN Y SERVICIOS QUE AUSPICIA EL ICP.

Actualmente, el Instituto Internacional de Ciencias Políticas propone cuatro formas de colaboración: la primera consiste en la participación de las actividades del Instituto de una manera general, con las categorías previstas en los correspondientes reglamentos del Instituto; la segunda consiste en participar de una sala Cátedra o Seminario mediante integración en su Consejo Empresarial dentro de las categorías previstas; la tercera es el caso especial de cederlo con un patrono principal que aporta el nombre comercial, marca, o equivalente; la cuarta forma de participación es independiente a las tres anteriores pero complementaria. En este caso el Instituto Internacional de Ciencias Políticas propone opciones adaptadas específicamente a las necesidades del interesado, configurando un "servicio a medida" que incluye los planes jurídicos nacional e internacional, relaciones institucionales, preparación de todo tipo eventos, formación de cuadros directivos y demás personal de empresa, Administraciones Públicas y otras instituciones.

SEMINARIO DE DERECHO CONSTITUCIONAL COMPARADO
"LA MONARQUÍA ESPAÑOLA Y LA MONARQUÍA JAPONESA"
EL PAPEL DEL SENADO

PONENTES:

- Excmo. Sr. D. Juan José Lucas Giménez. Vicepresidente 1º del Senado
- Prof. Dr. D. Manuel Balado Ruiz-Gallegos. Presidente del Instituto Internacional de Ciencias Políticas. Director del Seminario España-Japón.
- Excmo. Sr. Satoru Satoh, Embajador de Japón en España, "Relaciones España-Japón" (Ponencia abierta, referida especialmente a las relaciones entre institucionales entre S.M.I. y S.A.I el Príncipe Heredero de Japón y S.A. el Rey de España y S.A. el Príncipe de Asturias)
- Prof. Dr. D. Manuel Aragón Reyes, Magistrado Emérito del Tribunal Constitucional, Catedrático de Derecho Constitucional de la Universidad Autónoma de Madrid y Consejero Científico del Instituto Internacional de Ciencias Políticas. "La Monarquía en la Constitución de 1978"
- Excmo. Sr. Jordi Jané i Guash. Vicepresidente 4º del Congreso de los Diputados y Consejero Científico y Académico del Instituto Internacional de Ciencias Políticas. "Monarquía y Parlamento: Ley de transparencia y reforma del Título II de la Constitución".
- Prof. Dr. D. Antonio Rovira Vilàs. Catedrático de Derecho Constitucional de la Universidad Autónoma de Madrid y Consejero Científico del Instituto Internacional de Ciencias Políticas. "La Monarquía como forma de Estado".
- Profra. Dra. Yayoko Tagaki. Profesora Titular de Lengua y Literatura de Japón de la Universidad Autónoma de Madrid y Consejera Científica del Instituto Internacional de Ciencias Políticas. "Los estudios japoneses en España".
- Prof. Dr. D. Hirotaki Kawabata. Profesor de Derecho Constitucional de la Universidad Provincial de Aichi (Japón) Consejero Científico del Instituto Internacional de Ciencias Políticas. "La Monarquía japonesa en la Constitución de 1947"
- Excmo. Sra. Dña. Yolanda Vicente. Vicepresidenta 2ª del Senado y Consejera Científica del Instituto Internacional de Ciencias Políticas. "Senado Español y Cámara de Consejeros en el Japón"

Palacio del Senado, Sala Clara Campoamor | 11 de noviembre a las 12:00 h.

④アントニオ・ロビエラ・ビニャス（マドリッド自治大学憲法学教授、国際政治学研究所科学評議員）

「国家形態としての君主制」「君主制か共和制か？」

⑤高木香世子（マドリッド自治大学日本語・日本文学教授、国際政治学研究所科学評議員）

「スペインにおける日本研究」

⑥川畑博昭（日本・愛知県立大学憲法学准教授、国際政治学研究所科学評議員）

「一九四七年憲法における日本の君主制」

⑦ヨランダ・ビセンテ（上院第二副議長、国際政治学研究所科学評議員）

「スペイン上院と日本の参議院」

一 スペインと日本の現代君主制の位相——いくつかの事例から

（一）王室と皇室をめぐる現在の問題状況

「日本スペイン交流四〇〇周年」の比較憲法セミナーにおいて、両国に共通する「君主制」がテーマとして据えられた背景には、とりわけ現在のスペインが抱える君主制の「危機的状況」があったことが推測される。⁽⁶⁾

二〇〇八年以来の経済危機が国民の公権力への不信感を募らせるなかで、二〇一三年には、スペイン王室の威信を失墜させかねない「不祥事」が表面化した。例えば、国王がお忍びでアフリカ・ボツワナでの象狩りツアーに参加し、怪我で緊急搬送され、関係の疑わしい女性と同行していたことが発覚し、国王みずから国民に謝罪する事態に発展した。二〇一四年に入ってもメディアをにぎわしている事件として、国王の次女であるクリスティーナ王女が、夫の公金の不正授受の疑惑に関与した疑いで、裁判所から二度目の出頭命令を受けた。⁽⁷⁾ こうした負の印象を払拭するかのよう、二〇二〇年九月のオリンピック開催候補地を日本とともに争ったスペインも、かつてバルセロナ五輪の

ヨット選手であったフェリペ皇太子を中心に、積極的な誘致活動を展開した。

偶然ながら、日本においても、天皇・皇室をめぐる問題がしばしば取り上げられた年であった。ここでは、「政治利用」の文脈上で天皇・皇室の活動が焦点化されるが、以下の三つの出来事が重要である。一つ目は、三月一二日に閣議決定された四月二八日の「主権回復の日」の政府主催の式典に天皇・皇后が出席し、両者の眼前で安倍晋三総理をはじめとする出席者等が「天皇陛下万歳」を唱和したことである。二つ目は、九月七日にアルゼンチンで開催された国際オリンピック委員会（ＩＣＯ）総会で、二〇二〇年の開催地が決定されるのに際し、東京開催招致のために皇室（高円宮妃久子）が出席し演説したことである。最後に、二〇一三年一〇月三十一日に開催された秋の園遊会で、山本太郎参議院議員が天皇に直接手紙を渡し、「厳重注意」の処分を受ける事件が起きた（以下ではこれを、「陛下への手紙」事件と略称）。

（二）「君主制」を規定する憲法の文脈

両国で起きたそれぞれのことを、両国の憲法規定を通して鳥瞰すれば、両国「君主制」の対照的な文脈が浮き彫りになる。日本においては、政治からの天皇の隔離を命じる憲法規定の存在ゆえに、（日本国憲法四条）、国家権力担当者たちによる天皇・皇室の「政治利用」の文脈が発生する。これに対してスペインでは、この国の一九七八年の憲法規定ゆえに、日本のような「政治利用」の批判的文脈は存在しにくい。なぜなら、国王は「国家元首」かつ「国家の統合と永続性の象徴」と位置づけられているのに加え、「国家機関相互の正常な機能を裁定且つ調整し（*arbitrar y moderar*）、とりわけ歴史的共同体を成す諸国との国際関係においてスペイン国家を最も崇高なところで表象し、憲法及び法律が明文上付与している役割を果たす」ことが定められているからである（同五六条一項）。つまり、「象徴」としての国王には、国家機関相互の機能が正常に営まれるための「仲裁的役割」が予定されているのであって、その限りでの政治権力との「関わり」は想定範囲内である。この点の違いと併せて、日本とスペインにおける「象

「徴」の性格と「政治」との関係には、日本の「天皇」とスペインの「国王」としての「度合い」についての受け止め方の違いが見られる。一方では、象徴の地位と行為を通じて、ある「人間」が他の同じ「人間」に対して「畏敬の念」を抱く精神構造が形成されるのに対して、他方では、象徴の地位にある者とそれ以外の者との人間としての「同等性」の側面が浮上する。前者における「人間」は、例えば自らの葬儀や墓について、国民全体に思いを馳せるほどの「完全性」を示す言動によって、国民の中には半ば「神がかり」的な存在として刻印される。後者においては、「不倫騒動」や「裁判所出頭命令」の例に見られるような、人間としての「不完全性」が露呈する。とする、日本の「天皇」とスペインの「国王」を「君主制」の概念で無自覚に論じることが、この制度の下で蓄積されてきた両国の異なる「実態」をつかみ損ねることになりかねない。

(三) 憲法学者が示すスペイン「議會君主制」の要諦

現行のスペイン一九七八年憲法は、スペインの「社会的かつ民主的な法治国家」としての性格と並んで(一条一項)、国民主権を宣言し(同一項)、スペイン国家の政治形態(*forma política del Estado español*)を「議會君主制(Monarquía parlamentaria)」と規定する。一八〇五年のナポレオンのスペイン侵攻を契機として、それまでの南米スペイン植民地が一斉に近代国家としての独立を果たすのと足並みをそろえながら、スペインもまた近代憲法原理を導入した。一九三六年に勃発するスペイン内戦を経て、一九三九年から三六年間にも及ぶフランコ独裁体制からの民政移管の結果として制定されたスペインの現行憲法は、「国民主権」と併せて、「議會」に基づく「君主制」を定めたが、このことは、この国の近代憲法史における内戦や独裁とともに、「共和制」の経験が存在したことと無関係ではない。現在に至るまで制定された一〇の憲法のうち、一九世紀後半に施行されずに短命に終わった一八七三年憲法と、二〇世紀初頭の一九三一年憲法である。このことは、スペインの「君主制」が自らの「対抗物」である「共和制」に直面し、その限りでの「修正」を受け入れつつ存在してきたことを意味するが、現在の、スペイン君主制を考え

る際に看過されてはならない文脈である。つまり、この国における「君主制」は国家形態の一つの「選択肢」として存在しているのであり、この意味で、スペインには日本とは決定的に異なる君主制の統治感覚が存在する。¹²⁾

したがって、本項の冒頭でふれたスペイン王室をめぐる出来事は、スペインの憲法史において、共和制の経験に基づく民主主義の発展と共存可能な「議会君主制」の文脈の中でのことである。この点を考慮に入れつつ、以下では、叙上の比較憲法セミナーに参加した二人の憲法学者——マヌエル・アラゴン (Manuel Aragón Reyes) 氏とアントニオ・ロビョーラ (Antonio Rovira Viñas) 氏——の見解から、現在スペインが直面する社会経済的な状況下での、君主制の存在意義の正当化論理を見ておきたい。

「スペイン憲法における君主制」について述べたアラゴン氏は、フランコ体制からの民政移管に際して、現国王のファン・カルロス一世がきわめて重要な役割を担った現実政治と、スペイン国家の歴史的な統治形態が常に君主制であったことを指摘して、現行憲法の制度を次のように説明する。すなわち、一九七五年一月の現国王の即位と一九七八年憲法をめぐる一九七六年の国民投票によって、現在の君主制は血統的にも民主的にも正統性を付与された。その典型的な表現が「議会君主制」であり、これは「憲法そのものの中で限界づけられ規定されている (*fiada y regulada en la propia Constitución*)」という意味において、「法的に『合理化された』 (“*racionalizada*” *jurídicamente*)」ものである。¹³⁾ 国王には、国家元首と象徴としての機能の他に、国家機関相互の機能 (*funcionamiento de las instituciones*) を「仲介し裁定する役割 (*función moderadora y arbitral*)」を有する以外、一切の統治権限が与えられておらず、明確な国民主権原理の下では、あくまでも民主主義と両立可能な限りでの存在である。ここでの君主は、共和国大統領よりも格段に小さい権限を有するものの、王室の政治的中立性に淵源する、より高次の「権威 (“*auctoritas*”）」ゆえに、国家の良き統治のために大統領よりも大きな影響力を行使することができる。以上を踏まえてアラゴン氏は、一九八一年二月二三日に企てられたクーデタからの立憲民主制の防衛、国民的融和をもたらず国内環境の形成、憲法制度の強化への支持、国の対外的イメージの向上のための尽力といった点から、現在のスペイン君主制に対し完全に肯定的

な評価を下し、将来に向けたその存在意義を擁護する。

もう一人のロビエラ氏は、講演当日は「国家形態としての君主制」と題して語ったものの、講演記録としては「君主制か共和制か？」の論題へと変更している¹⁵⁾。むしろ後者のタイトルこそがロビエラ氏自身の見解に添ったものと思われるが、ともあれ彼は、主権原理の歴史の意味が両者を「二者択一」の選択の下に置く視点を批判して、こうした問題の定式化を一八世紀絶対君主制期の旧態依然のものとし、今日における非有用性を説く。その論理の軸は、「君主制」と「共和制」の概念の歴史の意味の違いに置かれる。すなわち、現在のスペインの「議会君主制」は、固有の政治権力を伴わない国家表象 (representar al Estado) の一形態であり、それは政治形態 (forma política)¹⁶⁾、象徴、イメージである。これに対して、「共和制あるいは民主制」は統治形態 (forma de gobierno) であり、政治権力の配分と行使を意味する。そして、「同じ用語でも、それが放つ音色、音楽はもはや同じではない」との比喩を用いて、君主制と共和制を比較不能かつ互換不能な「まったく異なる現実」と位置づける。そして彼は、マキャヴェリの国家の歴史的発生と発展の議論を引照しつつ、伝統と一般意思によって、統治権力を伴わないとする条件の下で、君主制は国家のイメージと表象の問題へと変容させられてきたとする。

国家理論に依拠したロビエラ氏の議論からは、「君主制」の実質を換骨奪胎し、国家表象の問題へと再定位することで、「議会君主制」に含まれる「君主制」と「共和制あるいは民主制」との共存可能性を示し、スペインにおける「共和制」支持派を牽制する意味を読むことができる。これとの関わりでアラゴン氏の所論には、現国王が現実政治において果たした「民主的役割」と、それを実定化し合理化している君主制の「立憲的性格」とを調和的に解する視点が提示されている。ここには、「近代憲法」原理に拠りつつ、絶対君主制から立憲君主制への脱却を図り、わずかながら存在した「共和制」の経験に徴して、この国がたどり着いた「スペイン議会君主制」の要諦が示されていると言えるだろう。これこそ、国王が退位し、亡命し、復古する動態的王権史の中で、スペインが国民主権と調和し共存可能な形態として発見した君主制である。「国民主権」の下で「天皇制」と「議院内閣制」を抱える日本に、ど

れほどスペインの憲法制度と類似の特徴が認められようとも、スペイン君主制にはめ込まれた「歴史的文脈」までも共有するわけではないことは留意してよい。

二 「陛下への手紙」事件に見る「天皇制国民主権」の縮図

(一) 事件の概要

前項で言及した日本の天皇・皇室に関わる三つの出来事のうち、「主権回復の日」とオリンピック総会の事例は、政府が主体的に関与した点において、戦後の象徴天皇制をめぐる「政治利用」の典型例であろう。⁽¹⁷⁾これに対して「陛下への手紙」事件は、「脱原発」を公約として掲げる無所属の議員が、「政治家である前に人間として」(強調は引用者)もっていた「憂え」を伝えようとしたと述べたことから、主体の性格と意思表示の方法において、前二者の「政治利用」の例と性格を異にする。むしろ、「人間」としての個人の行為の側面が際立ったからこそ、「日本の君主制」をめぐる現在の問題の本質が浮き彫りになったと言えるだろう。

① 行為者の意図

二〇一三年秋の園遊会⁽¹⁸⁾は一〇月三十一日に開催され、この場で山本太郎参議院議員は天皇に対して、直接、手紙を渡した。同議員は、天皇への発言と手紙の内容に関する園遊会当日の記者団の質問に対し、次のように説明した——『子どもたちの未来が危ないです。健康被害というものも出てきております。福島原発収束作業員、本当にひどい労働環境の中で働かされている現実があります』という話を話しました。それで『この手紙に実情が書いてありますので、お読みいただけませんか』と(申し上げ)、受け取っていただきました⁽¹⁹⁾(強調は引用者)。二〇一一年三月一日以降の惨状を知る者にとって、この議員が口にした一つひとつの「現実」や「実情」に異を唱える理由はない。東日本大震災や原発被害の記憶が「風化」してきたといわれる昨今だけに、彼が「自分の中で、いまこの国の置

かれた現状、世界中が立ったことのないところに僕たちは立たされて、健康被害などの部分に関してはほとんど考えられていない」と述べた問題の普遍性も、確かに、存在する。

それでもなお、山本議員が天皇に手紙を渡そうと思いつた「気持ち」に我々が問題にしなければならぬことがひそんでいる。それは、同議員が「事件」後に自分のホームページ上に一月八日付で公表した表現に見出せる——「今回のお手紙をしたためた件で騒ぎが大きくなるにつれ、陛下と皇后陛下の御宸襟を悩ませる事態になった事を何よりも猛省しております。…(中略)…生命に関わる事は遅々として進まず、刻々と過ぎていく時間に焦りを感じていたこの胸の内を、苦悩を、理解してくれるのはこの方しか居ない、との身勝手な敬愛の念と想いが溢れ、お手紙をしたためてしまいました」⁽²¹⁾(強調は引用者)。

人間世界において、誰もが一朝一夕には解決を見出せない人類の規模の課題だからこそ、「国民の代表」としての国会議員の職責があるという当たり前の原点に立ち戻れば、山本議員の胸中に「この方しか居ない」と浮上した天皇に、人知を超越するがごとき存在の意味が込められていたことがわかる。それはまるで、「ここに訴えれば何かが動く」と言わんばかりの「神頼み」の様相である。このように立ち現れる分だけ、「この方」には、「万能薬」⁽²²⁾さながらの「威力」が期待されてもいる。この精神構造は、かつての大日本帝国憲法下での天皇が「万能でありすぎた」と言われることと、あまりにも酷似する。逆説的に見れば、この「神頼み」の心性においてこそ、山本議員は「国民」を「代表」したと言えなくもない。実に、日本国憲法の下での「天皇制国民主権」が、その根底で抱懐し続けたきた課題の発露である。

② 批判が示す二つの論理

予想されたことではあったが、山本議員の行動は各方面からの批判にさらされた。複数の宮内庁幹部が、同庁から送られる案内に天皇・皇后との写真撮影を自粛する注意書きはあるものの、物品を渡すことについてはふれていないことについて、「わざわざ注意するまでもないこと。迷惑極まりない」(強調は引用者)と述べたことや、「国政の権

能を有しないと憲法に明記されている天皇に、原発事故の現状を訴えるというのは、明らかかな政治利用だ」(同)と表明した²³。国会議員の間では、山本議員の行動を「憲法違反」だとする批判が噴出し、自民・公明の両党からは山本議員の辞職が要求されたほどであった²⁴。共産党からも、山本議員の行動を「憲法を知らない者の行動だ」とするコメントが出された²⁵。

こうした批判が大勢を占めるなかで、ここでは、別の批判に着目したい。一月一日に、日本維新の会の山田宏衆議院議員が委員会の質疑で山本議員の行動を、「非常識で憤慨にたえない」と述べた際に、「議員から『不敬罪だ』とヤジが飛んだ」というのである²⁶。「ヤジ」である以上、これが一人や二人の議員によるものではなく、国会において山本議員の行動を「不敬」だと見る批判は、決して少数派ではなかったことが推測される。先の山田議員の「非常識」だとする批判は、公明党の井上義久幹事長が「きわめて配慮に欠けた行為」と述べた発言や、橋下大阪市長が「日本国民であれば、法律に書いていなくても、やっつてはいけないことは分かる。陛下に対してそういう態度振る舞いはあってはならない」と述べたことと通底する²⁷。この事件は、一月八日、山本議員の行動が「参議院の品位を落とす」とし、同院議長が国会法には明文上の規定はない「嚴重注意」の処分を与え、今後の皇室行事への同議員の参加自粛を求めることで終息した。

以上の批判には、憲法の観点から二つの論理が存在する。一つは、「国政に関する権能を有しない」とする憲法規定(四条)から導かれる「政治からの天皇の隔離」の規範ゆえに、山本議員の行為が「政治利用」に抵触するがゆえに議員辞職すべきだと指弾する²⁸。他の一つは、憲法規定とは別のところ、天皇に対する「敬意」を、「法律に書いていなくても」事実上の行動規範として遵守すべきことを求める。国会の「ヤジ」は、国法体系からはすでに姿を消していたはずの罪名(不敬罪)まで呼び出したし、「非常識」や「配慮に欠けた」との批判も、憲法には存在しないそれらの「価値」を根拠としている点で、「不敬」と同質であろう。

(二)「敬愛」と「不敬」の距離

政府・与党が主催した「主権回復の日」や、政府が積極的に関わったオリンピック総会の事例こそ、「政治利用」の批判を免れないはずのものであったにもかかわらず、いずれの場合においても、政府や国会の当事者等に何らかの「処分」が下されたわけではなかった。それだけに、山本議員に対する「処分」が「政治利用」を理由としたものではなく、国会法に基づかない「嚴重注意」の方法をとった根底には、法外のところで規範力をもつ天皇への「不敬」を問題視していた可能性が高い。加えて、批判の文脈からしても、天皇へ手紙を渡す行為が「参議院の品位を落とす」という場合、そこには、「直訴してはならない相手」にそれを敢行したことを問題にする視点がある。ある行為を「してはならない」とされる相手にそれをした場合、「非常識」で「配慮に欠け」たその行為は、「不敬」と呼ばれる。まさに、「日本国民であれば、法律に書いていなくても、やってはいけないことは分かる」というわけである。その分だけ、その行為に訴えた場合の「効果」の大きさも期待される。

「陛下への手紙」事件において一貫して見られるのは、行為者にも批判者にも通底する「敬意」の念である。したがって、両者の分水嶺は、「直訴」に実際に出るか否かにあつて、批判と弁明が描き出すような対抗的な関係が存在するわけではない。おそらく、「不敬」を言う側には、山本議員の行動を「政治利用」と見なす点で、天皇制が憲法上、改廃の可能性を含む「選択」の対象であることは自覚されており、その意味での批判の「作為性」は意識されている。これに対して、山本議員が示す「敬愛」の念においては、そうした意識は見られない。むしろ、そこで「溢れ」んばかりの「敬愛の念」には、天皇制の「所与性」あるいは「自明性」が前提とされている。これこそ、象徴天皇制によって国民主権の中にビルトインされた、主権の日本的転換が残した問題であった。重要なことは、天皇制の「所与性」や「自明性」の無意識化が、前者の「選択性」や「作為性」によってもたらされている相関関係である。前者が後者をつくり出し、後者が前者を支えるのである。⁽²⁶⁾

こうして見ると、「陛下への手紙」事件が可視化させたのは、天皇の地位を「主権の存する日本国民の総意に基づ

く」とした日本国憲法（一条）が予定する「主権者」像とは、真つ向から対峙する「神頼み」の精神構造である。この発想は、二〇一一年の東日本大震災に発された「天皇メッセージ」を受けた日本人々が、世界から賞賛されるほどの団結力と秩序を見せたことと無関係ではない。「神の国」を否定することによって成立したはずの「民の国」の「公共空間」は、「神頼み」と両立可能な「国民主権」のありようをつくり出してきた。人間社会にはつきもの苦難に立ち向かうため、「最後の手段」として超越的に存在する「天皇」が浮上するところに、西欧型の「君主制」の概念には収まりきらない日本の「天皇制国民主権」の特性が宿る。

三 万能薬としての天皇の「公的行為」——「事実」と「規範」のアポリア

（一）憲法学における「原理的矛盾の解釈論的調和」

戦後の天皇制をめぐる憲法論を積極的に牽引してきた横田耕一氏は、最近、戦後の憲法学界が明文上の根拠が疑わしい天皇の諸活動について、十分に批判的な検討をしてこなかった点を取り上げ、あらためて、憲法学における天皇制度論の不在・不振に警鐘を鳴らし、天皇の国民統合機能の負の側面ゆえに、今後「国民統合原理」を考究すべきことを説いた³⁰。しかし同氏が指摘するように、天皇に対する国民意識が、大日本帝国憲法の時代の「尊崇」から「敬愛」へと変化し、それが今日、「陛下への手紙」事件に示されたようなかたちで顕現する日本社会の状況があるのだとすれば、まずは、天皇と皇室によるおびただしい数の「ご公務」が何ゆえに問題なのか、それがいかなる点において憲法が禁止する「政治」と接合するのかについて、迂遠なようでも、説き続けなければならない。

戦後の日本の憲法学において、日本国憲法の下で規定された「国民主権」と「象徴天皇」が原理的には「矛盾」であるとの認識は、広く共有されていた。同時にまた、学界の主流は、その矛盾を解釈論の次元で整合的に把握しようとしてもしてきた。この「原理的矛盾」の「解釈論的調和」を図る発想は、実定憲法上は明確に限定されているはずの天

皇の「国事行為」（四条一項、六条、七条）と、「人間天皇」になったことよって不可避的に生じる「私的」領域の行為以外の、質量ともに膨大な「事実上の活動」を「公的行為」として憲法適合的に解釈する途を開いた。そこに、どれほど解釈方法論上の「規範統制」の戦略的意図が込められていたとしても、厳然と存在する「事実」を追認する憲法の解釈は、ある憲法規範を前提として重ねられていく「実態」とは大きく異なり、「統制」の精度を大きく低下させる³²。ここに、天皇制をめぐる戦後憲法学の「躓きの石」を認めないわけにはいかない。次項で取り上げるように、大日本帝国憲法の時代から続く事実上の「元首」を天皇とする国内外の慣行によつて、「公的行為」が日々積み上げられていく中で、日本の憲法学が、主権者を納得させるに足る効果的なことばを紡げないまま、「不振」から「不在」の議論状況をつくり出したことの社会的責任は自覚されなければならない。

（二）「公的行為」の『作為性』

憲法解釈論上の「規範統制」の戦略は、天皇の「公的行為」が「内閣の助言と承認」を不要とし、天皇の意思の下におこなわれてきた事実によつて裏切られてきた³³。「公的行為」を介して日々天皇・皇室の姿に触れる国民の中には、メディアによる視覚効果として、一定の方向性への「心理的傾向」が醸成されてきた。山本議員はみずからの行動を「身勝手な敬愛の念」ゆえだったと述べたが、マス・メディアが高度に発達している現在、国民全体が、真空状態のなかで「勝手に」「敬愛の念」など持つことなどありえない。この「作為性」は、天皇即位二〇年を機におこなわれた世論調査において、八〇%以上が象徴天皇制への賛意を表明し、その根拠として最も「意義あるもの」として挙げた「公務」に見事に示されていた。割合の高い順に列挙された「外国訪問や海外の要人の歓迎などの国際親善」（二二%）、「障害者や高齢者、災害の被災者の激励」（二〇%）そして「全国戦没者追悼式への出席など戦争犠牲者への慰霊（一七%）」はすべて、政府みずから例示する「天皇陛下の公的行為」である。国事行為を挙げた回答者がわずかに九%に過ぎなかったことから、「敬意」を無自覚に内包する国民の精神構造が作為的なものであることが窺

える。⁽³⁵⁾

「のみ」と明言することによって、憲法が「国事」でも「私的」でもない行為の存在する余地を残さないほど明確に規定するにもかかわらず、「公的行為」がその中間的なものとして、理論的にも事実上も容認されてきた事態は、これを憲法「改正」によって実定化する試みへとつながっていく。「占領体制からの脱却」と「主権国家としての日本」をめざし、結党以来「自主憲法制定」を党是とする自由民主党は、二〇二二年四月二七日に「日本国憲法改正草案」(以下、「草案」と略記)を公表した。「草案」の天皇に関する条項によれば、天皇を「元首」化し⁽³⁶⁾(二条、国政案)(以下、「草案」と略記)を公表した。「草案」の天皇に関する条項によれば、天皇を「元首」化し⁽³⁶⁾(二条、国政案)に関する権能をもたない点は維持しつつも、現行憲法が国事行為を厳しく制限列挙した「のみ」の文言を外し(五条)、「天皇の国事行為等」(強調は引用者)を定める六条で、「第一項及び第二項に掲げるもののほか、天皇は、国又は地方自治体その他の公共団体が主催する式典への出席その他の公的な行為を行う」(同)と規定し(同条五項)、「公的行為」を憲法に実定化している。その趣旨について、「草案」の解説書は、公的性格をもつ天皇の行為が憲法上明確に位置づけられていないために、「一部の政党」が天皇の公的行為の違憲性を主張するなどしていることから、「こうした議論を結着させる」(同)ためだと説明する。この点と併せて読まれるべきは、「草案」においては、現行憲法では「尊重擁護義務」を負う天皇と摂政(九九条)がこの義務から解放され、代わって「国民」が義務主体に入られている点である。こうなると、天皇以外の者が憲法の「尊重擁護義務」を課され、天皇は、憲法自身が「超憲法的」と認める存在になりかねない。⁽³⁹⁾

象徴天皇制への国民の圧倒的な支持の根拠に「公的行為」が挙げられている点に、天皇の「公的行為」による「効果」の十分にして強力な浸透力が窺える。逆に言えば、憲法上厳しく限定されている「国事行為」への言及の低さは、多くの国民の間に、象徴天皇制が憲法の外的存在であるとの理解が流布しているふしがあることを思わせる。自民党の「草案」は、天皇の「元首」化と併せ、そのように社会的規範力がきわめて低いところでの「実態」を巧みに掬い取ることで、国民のなかに軟着陸させることができるかと踏んでいるのであろう。

(三) 人間象徴の「自発性」と「敬意」の源泉

人間象徴たる天皇をめぐる問題は、国家権力担当者と主権者国民の間の関係にとどまらない。「公的行為」に関わる天皇の主体的意思の側面に視点を移せば、天皇・皇室への「敬意」の源泉は、彼らの発言そのものの中にも見出される。現天皇が一月一八日に二三日の誕生日に先立って記者会見をおこなった際、八〇年間で特に印象に残っていることとして「先の戦争」を挙げた。そして、戦後の連合国軍の占領下にあった日本が、「平和と民主主義を、守るべき大切なもの」として日本国憲法を作り、様々な改革を行って、今日の日本を築く（強調は引用者）の制定にあたっては、「当時の知日派の米国人の協力も忘れてはならない」と述べた。まるで、「押し付け憲法」論をけん制するかのごとき憲法観である⁽⁴⁰⁾。加えて、東日本大震災からの復興のための絆と努力を称賛し、二〇一三年に議論となった皇室の活動と政治との関係については、日本国憲法四条の規定を引きつつ、「この条項を遵守することを念頭において、私は天皇としての活動を律してい」と述べ、「国政に関与するのかがどうか、判断の難しい場合」に、「できる限り客観的に、また法律的に、考えられる立場にある宮内庁長官や参与の意見を聴き」、「今後とも憲法を遵守する立場に立つて、事に当たっていくつもり」である旨表明した（いずれも強調は引用者）。

「これらのことに、天皇・皇室という制度を議論する場合にあえて、目を背けてきたのではないか」（強調は引用者）と、これまでの日本の憲法学説の社会への発信力の低さに警鐘を鳴らしたのは、憲法学の泰斗・樋口陽一氏である。同氏は、天皇・皇室がしばしば表明する発言のなかに、「国民が選挙を通じた正規の政治的意思として国外に発信できないままであることを、現天皇に発出してもらっている」一点に注意を喚起し、これを、「自然人としての人間を象徴の地位につけたことの矛盾」であると指摘する⁽⁴¹⁾（強調は引用者）。

天皇の発言は、一見すると、日本国憲法への敵愾心を隠さない政府与党の政治に対し、天皇が「現行憲法の価値」の「代弁者」と見紛うほどの「護憲的立場」である⁽⁴²⁾。これは、国会や内閣によって実現されない「立憲政治」が、「人間象徴」によって補完可能であると思うには十分な説得性を有しているし、日本国憲法の価値を擁護する立場の

者たちの「心性」をもつかむ。樋口氏が「あえて」と念を押す含意は、こうした文脈の中でこそ理解されるのであって、その発現形態が、山本太郎議員が「陛下への手紙」事件で示した「想い」と「行動」であろう。

そうだとすると、「国民主権」を定めたこの国において、国民の象徴天皇への「敬意」は、「公的行為」を通じた国家権力担当者の側からのベクトルによって、その輪郭が与えられ、天皇の権威は、この行為をおこなう天皇自身が発するメッセージによって、その実体を得ていると見るべきだろう。前者のベクトルは、憲法「外」のところ、憲法「規範」の重みを「事実」によって曖昧化させるのに対して、後者のメッセージには、その権威とともに示される日本国憲法の価値へのコミットとして現れ、国家権力に対抗的な勢力をも包み込む。そうして、「陛下への手紙」事件で、山本議員が「この方しか居ない」と示した精神構造が、主権者国民のあらゆるものを凌駕する「至高の存在」を求める心性として結晶化する。この「神」を求める主権者の「心性」こそ、主権原理の「日本的転換」がもたらした「天皇制国民主権」の *sui generis* な性格をつくり出すことになる。

おわりに——「君主制」をめぐる「歴史」と「比較」

我々は、本稿冒頭で紹介した「比較憲法セミナー」のきっかけとなった「日本スペイン交流四〇〇年」の中から、君主制の「現在のありよう」と「今後のあるべき姿」へと思考をめぐらすために有効な、二つの方法的座標軸——「四〇〇年」という「歴史」の文脈と「日本―スペイン」という「比較」の観点——を取り出すことができる。

「比較憲法セミナー」という時間的にも限られた学問的交流の空間の中で明らかになったことは、その表題が示していたように、スペインからの眼には、日本も「同じ君主制」と映っているという事実である。しかし、スペインの憲法学者が述べたように、彼らにとつての「君主」とは、時に「虚位」にもなる動態的存在としての制度である。「議会君主制」の「合理化」が強調され、「君主制」をもち「共和制」との二者択一の制度として位置づけられない

立論が可能となる背景には、そうした歴史的存在としての性格に由るところが大きい。⁽⁴³⁾「比較憲法セミナー」に合わせるかのように生じた「陛下への手紙」事件は、まったくの偶然とはいえ、両国の「君主制」の制度的側面の共通点にもかかわらず、あまりにも異なる互いの「実態」の相互理解が難しいことを示していた。

さて、「歴史的文脈」と「比較研究」について、これまでの日本の憲法学はどうであったのか。前者については、現行憲法が定める「象徴天皇制」を、少なくとも大日本帝国憲法以前にさかのぼって把握しようとする試みは、わずかな例を別とすれば、⁽⁴⁴⁾ 少なかつた。大日本帝国憲法以前の「前近代」との「断絶」を強調することによって、日本の「近代立憲主義」の意義を際立たせる視点が主流であった憲法学においては、とりわけそうであった。⁽⁴⁵⁾ 他方、「比較研究」の面においては、いくつかの研究のなかでスペインに言及するものもあるが、⁽⁴⁶⁾ 学問の性質上、当然のことながら、君主制を採用する諸外国の制度比較の側面に力点が置かれている。それゆえに、その射程は、当該制度を支える精神構造や心性にまでは及びようもなく、現時点から見れば、やはり不十分さは否めない。

四〇〇年前にはすでに、日本にもスペインにも今日の「君主」に連なる存在があつたことを、あらためて想起する必要がある。たとえ、現在の「象徴天皇制」の淵源が大日本帝国憲法に求められるとしても、それ以前における天皇の消長を、スペイン系君主体制 (Monarquía hispánica) の下に生きた者たちの視点を借りながら明らかにする「大航海時代」を射程に入れた研究は、現在の「日本の君主制」を相対化していく手がかりを与えるはずである。そしてスペインとの比較は、この国がわずかに有した「共和制」の歴史的経験の重要性を示している。⁽⁴⁷⁾ 「日本の君主制」にとっては徹頭徹尾完全な「異形」であり続けている「共和制」こそ、実は、比較の対象として有効たりうるだろう。⁽⁴⁸⁾ そうでなければ、「陛下への手紙」事件に示された日本社会の発想と心性は、いつまで経っても、憲法規定と切り結ぶことはない。

注

- (1) この用語については、憲法上の根拠が不明なまま、「公的活動」に深く関わる皇室の「外国訪問」を、ペルーの「日系」概念から取り上げた、川畑博昭『「国境」における天皇制——ペルー「日系」概念からの皇室の『国際親善』上川通夫・愛知県立大学日本文化学部歴史文化学科編『国境の歴史文化』(清文堂、二〇一一年)、特に八〇頁)のちに、「比較憲法学からみた『天皇制国民主権』の課題——血の結合』から『地の結合』へ」と改題し、必要最小限の補訂をおこなって再録した、川畑博昭『共和制憲法原理のなかの大統領中心主義』(日本評論社、二〇一三年)では一九三〜一九六頁。なお、以下の引用は同書による)を参照されたい。
- (2) 見田宗介「鏡の中の現代社会」『見田宗介著作集』(岩波書店、二〇一一年)、一〇一〜一八頁。
- (3) 厳密には、スペインは近代憲法制定以後に二度の「共和制」を経験しており、一切の断絶を伴わない意味での「維持」ではない。この点を概観するものとして、川成洋・奥島孝康編『スペインの政治——議会君主制の「自治国家」』(早稲田大学出版部、一九九八年)、一三〜四二頁(川成洋執筆担当「第一章 激動の二〇世紀後半」)を参照。
- (4) 周知のとおり、スペインは一五世紀に国家統一を果たしたヨーロッパ最初の国民である(Cf. Joaquín Maurín, *La revolución española: De la monarquía absoluta a la revolución socialista*, Editorial Anagrama, Barcelona, 1977, p. 5 以下)。併せて、一五世紀末の国家統一から現在に至るまでのスペインの王権を通史的に取り上げる日本語の文献として、参照、川成洋・坂東省次・桑原真夫『スペイン王権史』(中公選書、二〇一三年)。そして日本でもまた、同時期の戦国時代から近世初頭にかけて、国家が統一されたことも想起されてよい。
- (5) 同研究所はこのセミナーの成果に三本の寄稿論文を加えたものを、特別装丁版 (Instituto Internacional de Ciencias Políticas, *Seminario de Derecho Constitucional Comparado LA MONARQUÍA ESPAÑOLA Y LA MONARQUÍA JAPONESA, Madrid, Palacio del Senado, 11 de noviembre de 2003, Madrid, 2014*) として公刊し、二〇一四年一月八日に、スペイン・エル・パルド王宮内のラ・サルセラ宮殿にてスペイン・フェリペ皇太子に捧呈し、セミナーの報告をおこなった。筆者も同席した同報告会については、スペイン王宮府のホームページ (http://www.casareal.es/ES/Actividades/Paginas/actividades_actividades_detalle.aspx?data=11763 [二〇一四年一月一日確認]) を参照されたい。なお筆者に与えられていたテーマは、「一九四七年憲法における日本の君主制 (La Monarquía Japonesa en la Constitución de 1947)」と

題するもので、日本国憲法が規定する天皇と立法・行政・司法の三権の関係について述べることが求められた。

なお、同版に掲載されている講演記録のタイトルと当日のプログラムのタイトルが一致していない場合があるが、それは、講演者によっては、セミナー終了後の原稿提出段階で、タイトルと内容の改訂をおこなっていることによる。その場合には、講演タイトルに続けて、論稿のタイトルを【】で示してある。

(6) というのも、セミナーにおけるスペイン側の講演者の間には、これからのスペインにおける君主制の「存在意義」を擁護する論調が支配的であったからである。

(7) *El País* 8 de enero de 2014, Madrid.

参考までに付言すれば、日本では天皇に対する民事裁判権について、最高裁が「天皇は日本の象徴であり日本国民統合の象徴であることにかんがみ、天皇には民事裁判権が及ばない」と判旨している(最小判一九八九年一〇月二〇日民集第四三卷一〇号一六〇頁)。他方、皇后については、「日本赤十字社名誉総裁奉戴不存在確認訴訟」で、高裁が「わが国の民事裁判権は、原則としてわが国内にいるすべての人に及ぶのであり、皇后が日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴である天皇配偶者であることは、皇后に対する民事裁判権を否定すべき理由となるものではなく、他にこれを否定すべき特段の理由ないし根拠はない」と述べている事例がある(東京高裁判昭和五一年九月二八日東高民時報二七卷九号二二七頁)。以上の点については、参照、水島朝穂「天皇と民事裁判権」高橋和之・長谷部恭男・石川健治編『憲法判例百選II』【第五版】(有斐閣、二〇〇七年)、三七〇～三七二頁。とはいえ、実際に、日本の裁判所がスペインのような判断を下しうるかについては疑問である。

(8) 「政治利用」との関わりでは、天皇・皇室は常に「客体」として現れるが、天皇・皇室が時折「主体」として発するメッセージも、「政治効果」の観点から問題とされなければならない。この点に関する筆者の考えを述べたものとして、川畑博昭「スペインで考えた象徴天皇制——『政治からの隔離』の困難さ」(二〇一三年一月二〇日付『朝日新聞』朝刊)。

(9) 二〇一三年一月一四日に宮内庁が発表した「今後の御陵及び御喪儀のあり方についての天皇皇后両陛下のお気持ち」(二〇一三年一月一五日〇時二三分付『朝日新聞』デジタル版)では、天皇が「皇室の歴史の中に、御陵の宮建や葬儀に関し、人々に過重な負担を課することを望まないとの考え方が古くよりあり、「これからの御陵や御葬送全体についても、極力国民生活への影響の少ないものとする」ことが望ましいのではないか」という気持ちをもっていることが報じられた。

(10) このフランスからの侵略に対抗して、一八二二年にスペイン南部のカディスで制定された憲法には、制定段階で南米植民地

からの代表が参加し、独立以前の南米植民地でも国家の基本法として施行された。

- (11) この点については、さしあたり、北原仁「スペインの議会制——歴史的素描」浦田一郎・只野正人編『議会の役割と憲法原理』（信山社、二〇〇八年）、三〇二六頁を参照。
- (12) 「君主制」を「所与」と見るのか「選択」の対象と見るのかにつて、日本とスペインの違いに関する筆者の見解を述べたものとして、川畑博昭「スペインから眺めた日本の象徴天皇制——『在る』のか『選び取る』のか」（二〇一三年二月二〇日付『中日新聞』夕刊）。
- (13) 以下のアラゴン氏の見解は、Manuel Aragón Reyes, “La Monarquía en la Constitución española”, en Instituto Internacional de Ciencias Políticas, *op. cit.*, pp. 41–47に掲載されている講演原稿に拠っている。
- (14) 彼はこの点に、明文憲法よりは慣習に基づく英国に代表されるヨーロッパ諸国の君主制との相違と、スペインと日本の共通点を見る (Manuel Aragón Reyes, *op. cit.*, p. 43)。
- (15) ロペーラ氏の見解はAntonio Rovira Viñas, “¿Monarquía o República?”, en Instituto Internacional de Ciencias Políticas, *op. cit.*, pp. 48–52に掲載の講演原稿に拠る。
- (16) ロペーラ氏自身、セミナーでの講演では、この「政治的」の用語の曖昧さ・不分明さに注意を喚起していた。
- (17) この点に関する代表的な研究として、参照、渡辺治「戦後政治史の中の天皇制」（青木書店、一九九〇年）、同『日本の大國化とネオ・ナショナリズムの形成』（桜井書店、二〇〇一年）。
- (18) 二〇一三年一月一日付『朝日新聞』朝刊が報じた山本太郎参議院議員の発言。
- (19) 園遊会についての宮内庁の説明は、以下の通りである。すなわち、「天皇皇后両陛下は、衆・参両院の議長・副議長・議員、内閣総理大臣、国務大臣、最高裁判所長官・判事、その他の認証官など立法・行政・司法各機関の要人、都道府県の知事・議会議長、市町村の長・議会議長、各界功績者とそれぞれの配偶者約二〇〇〇人をお招きになって、親しくお話しになっています。皇太子同妃両殿下はじめ皇族方が出席されるほか、春の園遊会には、各国の外交使節団の長以下の外交官・各国の領事館の長とその配偶者・令嬢も招待されます。なお、各界功績者は、産業・文化・芸術・社会事業などの分野で功勞のあつた人です」（同庁ホームページ：<http://www.kunaicho.go.jp/about/gokomu/kyuchu/enyukai/enyukai.html>）〔二〇一三年一月二十九日閲覧〕。

- (20) 二〇一三年一〇月三十一日二時五〇分付『朝日新聞』デジタル版の掲載記事。
- (21) 山本太郎参議院議員ホームページ (<http://taro.yamanoto.jp/>) [二〇一三年一月二十日閲覧]。なお同議員は、「事件」の最中には、次のようにも述べていた——「本当に切羽詰った状況の中、どうやって子どもたちを守るのか、という部分において実情をお伝えすることは、この国に住む者として、情報をお伝えしたいという気持ちがあつぱりあふれ出たもの」なのであつて、政治問題ではなく、「それ以前の問題だ。…(中略)…もしも僕が本当に天皇陛下を政治利用して、自分の発言に對して注目をしてもらいたいということであれば、天皇陛下に宛てた手紙の内容をすでにメディアに公開している」はずである。しかしそうではなく、「本当に自分の気持ち、自分の思いというものを天皇陛下に對して知っていただきたい。…(中略)…これはおそらく立場、身分というものを超越して、やはりこの国に生きるもの、この星に生きるもの一人として、生命体の一つとして、全てのものが向き合わなきゃいけない問題」であるが、「でも常識的に考えて、陛下に對してお手紙をお渡しするという行為は失礼に当たたるかも知れない」(二〇一三年一〇月三十一日二時五〇分付『朝日新聞』デジタル版)。
- (22) 五百旗頭真監修・取材『日本国憲法を生んだ密室の九日間』(一九九二年ドキュメンタリー工房制作DVD)の中の、横内正によるナレーションの一節。
- (23) 二〇一三年一月二日付『朝日新聞』朝刊。
- (24) 二〇一三年一月一日付『朝日新聞』夕刊。
- (25) 二〇一三年一月二日付『朝日新聞』朝刊。
- (26) 同上。
- (27) 二〇一三年一月一日付『朝日新聞』夕刊。
- (28) もとより、国政に関する権能を有しないのは天皇(と摂政)であつて、「皇室」の「ご公務」については憲法が一切規定していない以上、本来、「皇室の政治利用」は問題として浮上する余地もないはずである。しかしながら、実際には、皇室も、おびただしい数の「ご公務」をおこなつており、「政治からの天皇の隔離」は皇室に對しても適用されなければならない。
- (29) これに問題認識したいが、一つの違和感で以つて受け止められ、タブーとさえ見なされるおそれがある。この点については、「若者」のタブー意識や「左派」の天皇依存感情を鋭く指摘した映画監督・作家の森達也氏による「内なる天皇制」(二〇一三年一月二七日付『朝日新聞』朝刊「オピニオン」紙面を参照)。

- (30) 横田耕一「象徴天皇制と憲法学」憲法理論研究会編『憲法理論草書21 変動する社会と憲法』（敬文堂、二〇一三年）、一一三～一二六頁。また、同「長谷川正安の『象徴天皇制論』簡見」杉原泰雄・樋口陽一・森英樹編『長谷川正安先生追悼論集 戦後法学と憲法——歴史・現状・展望』（日本評論社、二〇一二年）、七五七～七七〇頁も参照。
- (31) 横田、前掲論文（二〇一三年）、一二五頁。
- (32) この点に関して、長谷部恭男『憲法』（第四版）（新世社、二〇〇八年）、八八頁は、「天皇に象徴としての地位が認められている限り、象徴としての色彩を帯びる行為が事実として行われることを制約するのは困難である」とする。そうした「事実」が政府（宮内庁）によって積み重ねられていく限りにおいて、この指摘は正当である。だからこそ、本稿は、「国民主権」を実質化する観点から、それらの事実「接する」国民の側の認識のありようを問うことで、この困難性を克服する突破口を探ろうと考えるのである。
- (33) 「公的行為」を認める「三行為」の論者は、そこにも国事行為と同様の「内閣の助言と承認」（日本国憲法三条）を介在させることによって、国民主権に基づく規範統制を凶ることをねらっていた。しかし一九七三年に田中角栄首相が、公的行為は国事行為ではないので助言・承認の必要はなく、天皇の意思をもとにおこなわれるべきものと答弁し、歴代の内閣法制局長官も同様の見解を示してきた（衆議院憲法調査会事務局平成一五年二月『象徴天皇制に関する基礎的資料——最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会』（平成一五年二月六日及び三月六日の参考資料・衆憲資第一三号）。直近では、中国の習近平副首相（当時）の天皇訪問で政治利用の批判が相次いだ際、当時の民主党政権が二〇一〇年二月二五日に発表した天皇の公的行為に関する見解でも、同旨の内容が繰り返された。
- (34) 加藤元宣「平成の皇室観」『即位二〇年 皇室に関する意識調査から』～NHK放送文化研究所編『放送研究と調査』（日本放送出版協会、二〇一〇年二月号）、二〇～二七頁。
- (35) これについては、川畑、前掲書（二〇一三年）、一八九～一九一頁を参照されたい。
- (36) 「元首」のもつ意味について、樋口陽一『いま「憲法改正」をどう考えるか——「戦後日本」を「保守」することの意味』（岩波書店、二〇一三年）、一一一～一一三頁は、世俗化と捉え、「草案」の時代錯誤性を指摘する。この批判の戦略的意義は首肯しようとしても、日本社会についての本稿の認識からすれば、かつて芦部信喜氏が、「わが国では、元首という概念それ自体が何らかの実質的な権限を含むもの」と一般に考えられてきた（芦部信喜・高橋和之補訂『憲法』（第五版）（岩波書店、

- 二〇一一年(一)、四七〜四八頁)と指摘していたことが、依然として妥当と思われる。
- (37) 参照、自由民主党憲法改正推進本部『日本国憲法改正草案Q&A』(二〇一二年一〇月)。
- (38) 天皇の「元首化」と憲法尊重擁護義務からの「解禁」を、共和制との比較において論じたものとして、川畑博昭「ペルー憲法史と日本国憲法」歴史科学協議会編集『歴史評論』(二〇一四年六月号・校正中)を参照されたい。
- (39) 自民党の「草案」における国防軍の創設に関し、それと天皇の権威との結びつきを検討した青井美帆氏は、「いくら憲法で『この憲法の定める国事に関する行為のみを行(う)』としたのであっても(強調は原文)、事実上の行為はもとより、「皇室外交」の役割が定着してくるなかで、「天皇は、法を飛び越えて直接的に権威を発してしまう、そもそも、そういう存在なのだ」と述べる(青井美帆「国防軍の創設を考える——私たちの自由の観点から」奥平康弘・愛敬浩二・青井美帆編『改憲の何が問題か』(岩波書店、二〇一三年)、九頁。
- (40) 宮内庁ホームページに記者会見全文が掲載されている (<http://www.kunaicho.go.jp/okotoba/01/kaiken/kaiken-h25c.html>)。[二〇一四年一月二日閲覧]。
- (41) 樋口陽一『いま、憲法は「時代遅れ」か』(平凡社、二〇一〇年)、特に一五二〜一五三頁。
- (42) 皇后は天皇の二ヶ月前の二〇一三年一〇月二〇日の誕生日に際して、宮内記者会の質問に文書で回答した(宮内庁ホームページ)に回答全文掲載 (<http://www.kunaicho.go.jp/okotoba/01/kaiken/gokaito-h25sk.html>)。[二〇一四年一月二日閲覧]。それによれば、一年間で印象に残ったこととして、東日本大震災や福島第一原発事故、さらには竜巻や台風による「被災者」への想いの他に、「五月の憲法記念日をはきみ、今年には憲法をめぐり、例年に増して盛んな議論が取り交わされ」、大日本帝国憲法制定時のいわゆる「私擬憲法」の一つである五日市憲法草案について、自由・権利保障の先駆性にふれつつ、「近代日本の黎明期に生きた人々の、政治参加への強い意欲や、自国の未来にかけた熱い願いにふれ、深い感銘を覚え」、「長い鎖国を経た十九世紀末の日本で、市井の人々の間に既に育っていた民権意識を記録するもの」と表明した。およそ現在の国家権力担当者からは、耳にすることができないほどの権利感覚である。この点については、川畑、前掲注(8)の論考を参照されたい。
- (43) セミナーに際して渡航した際、スペインの研究者仲間に「陛下への手紙」事件について話すと、彼らは揃って不可解な反応を示した。スペイン君主制の下に生きる者にとっては度し難い、君主制の「もう一つ」の実態である。
- (44) 例えば、水林彪『天皇制史論本質・起源・展開』(岩波書店、二〇〇六年)。

- (45) この点に対する批判的見地から、「大航海時代」における主権概念に含まれる「抗議性」の日本への伝来可能性を明らかにした試みとして、川畑博昭「大航海時代イベリア文書における『民主主権』の原理的意味——『近代法』再考のための『主権』の『抗議性』の復権のための覚書」『愛知県立大学文字文化財研究所年報』第六号（二〇一三年三月）、一〇二―一〇三頁を参照されたい。
- (46) 主なものとして、例えば、佐藤功『君主制の研究』（日本評論社、一九五七年）、同「君主制と共和制——君主制的なもの」と共和制的なもの——田中二郎編『日本国憲法体系 第三巻 統治の原理』（有斐閣、一九六三年）、一〇四―一〇七頁のほか、榎原猛「共和国における君主制度」京都大学憲法研究会編『大石義雄博士還暦記念論文集 世界各国の憲法制度』（有信堂、一九六六年）、一〇二―一〇七頁、同「君主制の比較憲法学的研究」（有信堂、一九六九年）がある。アジアからアラブを経由しヨーロッパに至る二三カ国を網羅する最後者には、スペインの君主制についての記述がある（同上書、一七〇頁）。
- (47) さらに視点を広げれば、スペイン君主制から独立した旧スペイン系植民地が——ポルトガル植民地であったブラジルとは異なり——すべて「共和国」として独立した歴史も考慮するに足る十分な要素である。
- (48) この意味で、家永三郎「日本における共和主義の伝統」久野収・神島二郎編『「天皇制」論集』（三二書房、一九七四年）、三二八―三三二頁（初出は、『思想』一九五八年八月号）がもっと注目されてよい。